2021年6月28日

「内局不信任決議案」賛成討論

田澤 一明

「内局不信任決議案」に賛成する立場で、意見を述べます。

先に述べられた「内局不信任決議案」の趣旨説明にあったように、昨年の宗会(常会)は、新型コロナウイルス感染症の拡大という状況下であることを鑑み、宗議会は三日間、参議会は二日間の日程で開催されました。そして、当局提案の案件は宗参両議会においてすべて可決され、6月22日に閉会されました。

ところが、その後時を置かずに、7月1日付で総長から議員宛に「総発第147号」という一枚の文書が届きました。「2020年度の経常費御依頼額については、さらに5億円を減額し、総額41億8,834万円(前年度比79.73%)で御依頼することを、内局の責任において決断」したという内容でした。これは全く信じがたい驚くべきことでした。

昨年の常会は、会期も短く、総長演説・財務長演説・提出予定議案は事前に書面で送付、 質問・答弁も書面によって行われ、口頭での審議もなされないというまことに異例なもので した。その議会のあり方については疑義があるにしても、そこで語られたことの重大さは従 来と全く変わらないものです。

言うまでもなく、総長が宗会においてされる「総長演説」は所信と宗務執行方針の表明であり、「財務長演説」はそれに基づく財務の基本方針の表明です。そしてすべての議案は、それに基づいて提出されるものです。それは宗門にとって極めて重いものであり、それゆえ宗会の質問・議決を経た後は、すべての宗門人によって尊重されるべきものとして、公表されてもいます。

特に昨年の常会は、コロナ禍という厳しい状況にあって、宗派がどのような対応をするのかが大きな焦点でした。より具体的に言うなら、経常費御依頼額をどのくらいにすべきかが大きな関心事だったと言ってもいいでしょう。

つまり、常に最重要である総長・財務長演説において、特にこの年の重要課題がコロナウイルス感染症拡大への対応策であり、御依頼額でありました。

そこで表明されたことが、「前年度御依頼総額の約 10%に当たる5億円の減額」であり、この減額措置によって生じる歳入不足の補填のために、「宗務役員の人件費の一部削減」・「更なる歳出の抑制・削減」・「平衡資金から2億7,000万円の融通」を行うという提案でした。これは歳入に重大な影響を及ぼす財政措置であり、だからこそ思い切った補填策も

併せて提言されたと思われます。

これらはいずれもこの年の宗務執行方針や予算の根幹に関わるばかりではなく、今後の 宗政にも大きな影響を与える重要事案であります。それゆえ多くの意見・質問も寄せられ それに対する答弁も重ねられました。無論賛否はあるにせよ、こうした議会における審議を 経て議決されたものでした。

それがわずか一週間後に覆ります。万が一それが許されるとすれば、誰もが認めざるを得ないような、決定時と異なる環境の激変があった場合に限定されるでしょう。そしてたとえそうした場合でも、緊急に参与会・常務会が招集されその説明と了解が必須です。しかしこの間、周知のごとくそうした環境の激変はなく、一切の説明もないまま御依頼額のさらなる5億円の減額が提示されたのです。

これは議会の議決はおろか何らの説明もなされないまま行われた、明らかな内局の独断です。したがって、宗門の財政のあり方を規定した宗憲第94条「本派の財政は、両議会の議決に基づいて、これを処理しなければならない」、ならびに宗憲第95条「内局は、毎年会計年度の予算を作成し、宗会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」に対する明白な違反行為です。

のみならず、この内局の独断的行為は、先に述べた演説と、それに依拠する提出した予算 案を自らが否定するものでした。

繰り返しになりますが、演説において示された 5 億円の減額は重大な財政措置であり、 すべての予算の緊縮を強いるものでした。それゆえその根拠を示すよう求める質問が出さ れました。それに対する答弁は、例えば以下のごとくです。

「全寺院・門徒への影響が甚大であることを受けとめ、経常費御依頼額を5億円減額するという内局判断に至ったものであります。寺院・門徒の窮状に対する対応策としての規模感と大規模広域災害など今後の緊急事態への備えとして必ず確保しなければならない平衡資金の総量を熟慮し、さらに既に大幅な予算削減を実行したうえにコロナ対策を盛り込んだ予算として編成することのできる収支の限界値を算出した結果が、このたびの5億円であります。」(『第69回宗議会(常会)議事録』p76)

そして別の答弁でも、この五億円減額は「予算編成上の収支の限界値として算出」(同書付録 p30) したものであり、「実効性と即効性のあるコロナ禍対策として、今考えられる最良の手立てとして判断したもの」(同書 p216) と述べられています。

議会は最終的にこの根拠を信頼し、それに基づく予算案を可決しました。

しかし内局は常会の直後にさらなる五億円の減額を表明することによって、常会でのこの説明が虚偽の答弁であることを自ら明かしました。5億円の減額の根拠が虚偽であるなら、その五億円の減額に基づく予算案も虚偽であり、議決された予算もまた虚偽であることを

免れません。つまり先の議会全体が、虚偽のもとに積み上げられた虚構でした。それは、議 会軽視とか議会無視とかいうより、議会を愚弄するものだとさえ言えるでしょう。

しかもそのことに対する謝罪はおろか、訂正も説明さえも未だなされてはいません。それに対して議会が何も言わずにいるということは、それを黙認するということです。すなわち、今年もそしてこれからも同じことが繰り返される可能性があるということです。

つまり、先ほど演説で表明された御依頼額を歳入の大きな要素とする予算案の採決がありましたが、この後に御依頼額が内局の独断で変更されうるということです。我々議員は、何を信頼し何を根拠に賛否を表明すればいいのでしょうか。そのような状態で議会の責任、議員としての責任を果たすことができないことは明らかです。

この「さらなる 5 億円減額問題」に対し、当然のごとく宗参両議会をはじめ各方面から多くの疑義が発せられました。そしてこの問題を看過できないということで、宗議会の正副議長が総長に申し入れをし、ついには宗参の正副議長 4 名の連名による「提言書」が総長に対して提出されるという異例の事態にまで発展しました。これはこうした疑義が発せられる状況を憂慮し、内局の姿勢を正し、宗会と内局の信頼関係を回復せんことを意図したものであったと思われます。

しかしながら、今に至るまで疑義が晴れない状況であることは、今常会における藤内議員の代表質問、大橋議員の一般質問を聞いても、あるいはこの度提出された『2020 年度 参議会宗政調査会報告書』における「制度機構専門委員会報告」を見ても、さらには昨日行われた加藤議員の参議会代表質問においても明らかです。したがって信頼関係は深く毀損されたままです。

その主たる要因は、内局の説明の内容とその姿勢にあると思われます。説明について要約 すれば以下の三点に集約されます。

- ①予算額=御依頼額ではない。
- ②御依頼額は内局の専権事項である。
- ③その根拠は、宗憲第44条「宗務執行の権限は、内局に属する」である。

①の「予算額=御依頼額ではない」については、額については確かに一致はしていません。 そもそも「御依頼額」という項目が予算書にはなく、総長演説・財務長演説・予算概説等で示されます。それはそのまま御依頼額が予算額と密接に関わっていることを示しています。 もし「予算額=御依頼額ではな」く、御依頼額は予算決定後に内局だけで決めうるのであれば、そもそもここに書く必要がないでしょう。

さらに内容については、たまたま昨年の参議会における甲斐議員の一般質問の内容に、経 常費御依頼金に含められている内容を問うものがありました。それに対する答弁は以下の ごとくです。「毎年各教区に御依頼され、教区から各寺院に御依頼している『経常費』は、 その納入方法として、相続講金・同朋会員志金・読経志・諸懇志・一部の願事礼金があり、いずれの形でお納めいただいても『経常費』として寺院への御依頼に充当されます。」(『真宗』2020年11月号p34)

ここに明らかなように、「相続講金・同朋会員志金・読経志・諸懇志・一部の願事礼金」が御依頼額の根拠であり、その予算項目の審議をすることが、すなわち御依頼額の審議になります。総長は昨日の藤内議員の総括質問に対する答弁で、「真宗大谷派規則」の第 21 条「宗会は、次の各号に掲げる事項を議決する」という各号の中に「御依頼額」がないから、それは議会の議決によるものではなく内局の専権事項であることの根拠に挙げられていたようですが、御依頼額はその内容が予算の中の項目に依拠していることにより、宗会の議決事項の(1)に掲げられている「予算」の中に「御依頼額」は含まれると思われます。

したがって、実際の数値として現れる予算額は御依頼額とは完全に一致しないまでも密接に依拠していると言うべきです。「予算額=御依頼額ではない」ということが、予算額と無関係に御依頼額を設定していいということではありません。もしそうであるならば、議会の予算審議は無意味であり、議会の存在意義はないでしょう。

②の「御依頼額は内局の専権事項である」ということについては、すでに①で述べたようにそれは議会の議決に基づかねばならず、内局の独断によって予算に関わる数値が大幅に変更されることは宗憲 94 条の違反に当たります。

そしてその法規上の根拠が③の宗憲 44 条であると内局は説明します。確かに第 44 条には内局の宗務執行の権限が記されていますが、その執行にあたっては、同時に第 47 条に宗会に対する連帯責任が明記されています。それは、内局の宗務執行の権限は議会での議決・承認の範囲においてのことであり、だからこそ執行にあたっては議会が連帯して責任を負うのだということです。逆に言えば、議会が議決・承認していないことを執行する権限は内局には付与されていないということです。したがって、この度の議会の議決に基づかない 5 億円のさらなる減額は、執行権の乱用であり、ここでも宗憲違反にあたります。

現宗憲はその前文に、「この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う」と宗門運営の基本理念を掲げています。この前文が置かれた理由は、前の宗憲の条文解釈が徒に曲解され、そのことが宗門の異常事態を引き起こした大きな原因となったという反省によるものです。つまりこの前文を設けることによって、宗憲のすべての条文はこの前文の精神によって立てられているものであり、条文の解釈においては、すべてこの前文の精神に基づいて理解されねばならないということを示し、それによって恣意的な条文解釈を防ごうということです。

この宗憲の前文に照らしてみる時、この間の内局の行為、説明と姿勢が、著しくこの「同 朋公議」の精神に反していることは明白です。

そもそもこの宗憲に示された同朋公議の精神を、最も尊重し順守すべき義務を負うのは

内局です。大きな権限を有する総長・内局こそは、その精神に背いているかいないかに対して最も敏感であらねばなりません。したがって、現状のような、内局に対する専横専断ではないかという疑義に対しては、謙虚に耳を傾けねばなりません。

しかるに、そうした疑義に対して耳を傾けることなく、宗憲第 44 条を根拠に「内局の専権事項である」と繰り返す姿勢は、自らこの宗憲の精神を踏みにじるものであると言わざるを得ません。

今宗門は、「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要」を目前にひかえ、 新たな宗門のかたちを模索すべき時を迎えています。この大事な時期にこれ以上宗務執行 の権限を託すわけにはいきません。

今年は、いわゆる「教団問題」の混乱と苦闘の果てに「現宗憲」が獲得されてちょうど 40年になります。それはまた問題の記憶が薄れ風化していくのに十分な年月でもあるでしょう。加えて「専横専断」という傾向は、我々人間一人ひとりに抜きがたくある本質でもあります。だからこそ我われは、その精神に繰り返し繰り返し立ち帰らねばなりません。

今は内局に対する不信任決議案でありますが、その願うところは、先人たちが打ち立てた 宗門の基本精神をどう受け止め回復し、そしてそれを将来にどう手渡していくのかという ことであります。議員の皆様の自らの信念に立っての意思の表明をお願いして、賛成討論を 終わります。